

ダイワファンドラップ口座約款（法人用） 新旧対照表

（下線部分改正）

現行	改正
<p>（ダイワファンドラップ Web サービス）</p> <p>第9条</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 当社及びダイワファンドラップ Web サービスに関する情報の提供元は、申込者がダイワファンドラップ Web サービスをご利用になったことにより生じた、又は、ご利用にならなかったことにより生じた、直接的、間接的、付随的又はその他のいかなる損害についても一切の責任を負いません。</p> <p>5. ～7. (略)</p> <p>8. 当社は、<u>申込者に予め通知することなく</u>、ダイワファンドラップ Web サービスにおけるサービスの内容を法令に反しない範囲で変更することができます。当社は、かかるダイワファンドラップ Web サービスにおけるサービス内容の変更により生じた申込者の損害については、その責を負わないものとします。</p> <p>9. ～10. (略)</p> <p>（約款の変更）</p> <p>第18条 <u>当社は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めた場合には、当社は、各申込者に通知をすることなくこの約款を変更することができます。ただし当社は、その内容の重要性によっては、各申込者にかかる変更内容を通知し、又は公表するものとします。</u></p>	<p>（ダイワファンドラップ Web サービス）</p> <p>第9条</p> <p>1. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. 当社及びダイワファンドラップ Web サービスに関する情報の提供元は、<u>故意又は重大なる過失のない限り</u>、申込者がダイワファンドラップ Web サービスをご利用になったことにより生じた、又は、ご利用にならなかったことにより生じた、直接的、間接的、付随的又はその他のいかなる損害についても一切の責任を負いません。</p> <p>5. ～7. (現行どおり)</p> <p>8. 当社は、ダイワファンドラップ Web サービスにおけるサービスの内容を法令に反しない範囲で<u>第18条に従って</u>変更することができるものとします。当社は、かかるダイワファンドラップ Web サービスにおけるサービス内容の変更により生じた申込者の損害については、その責を負わないものとします。</p> <p>9. ～10. (現行どおり)</p> <p>（約款の変更）</p> <p>第18条 <u>この約款は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p>
<p>附則</p> <p>この約款は、<u>平成26年8月1日</u>より適用されます。</p>	<p>附則</p> <p>この約款は、<u>2021年8月2日</u>より適用されます。</p>